

一般社団法人日本イノベーションマネジャー協会定款

第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は、一般社団法人日本イノベーションマネジャー協会と称する。

(主たる事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を東京都新宿区に置く。

(目的)

第3条 当法人は、次の事業を行うことを目的とする。

1. イノベーションマネジャー人材養成及びイノベーション推進機能向上のための人材育成研修の開催および協力
2. イノベーションマネジャー人材及びイノベーション推進拠点の機能向上のための認証・評価システムの制定・施行
3. イノベーションマネジャー等、イノベーション推進に関わる人材募集支援、就業斡旋、情報提供
4. イノベーションマネジャーが活動する事業や企業の資金調達協力
5. イノベーション推進およびアクティブラーニングに関わるシンポジウム、セミナー、研修会等の開催および協力
6. イノベーション推進およびアクティブラーニングに関わる統計調査、広報、啓発
7. イノベーション推進およびアクティブラーニングの展開に関わるコンサルティング及び調査
8. イノベーション推進に向けた国及び地方自治体への政策提言
9. アクティブラーニングの普及に向けた大学、教育機関等への提言・意見具申、学会・研究会等における発表

10. 国内外関連機関との交流、連携、共同事業の実施、事業運営及び業務の受託

11. 前各号に掲げる事業に附帯又は関連する事業

(公告)

第4条 当法人の公告は、主たる事務所の公衆の見やすい場所に掲示する方法により行う。

第2章 社員

(入社)

第5条 当法人の目的に賛同し、入社した者を社員とする。

2 社員となるには、当法人所定の様式による申込みをし、代表理事の承認を得るものとする。

3 社員は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律上の社員とし、社員総会の議決権を有する。

(経費等の負担)

第6条 社員は、当法人の目的を達成するため、それに必要な経費を支払う義務を負う。

2 社員は、社員総会において別に定める入会金及び会費を納入しなければならない。

(社員の資格喪失)

第7条 社員が次の各号の一に該当する場合には、その資格を喪失する。

(1) 退社したとき。

(2) 成年被後見人又は被保佐人になったとき。

(3) 死亡し、若しくは失踪宣告を受け、又は解散したとき。

(4) 2年以上会費を滞納したとき。

(5) 除名されたとき。

(6) 総社員の同意があったとき。

(退社)

第8条 社員はいつでも退社することができる。ただし、1か月以上前に当法人に対して予告をするものとする。

(除名)

第9条 当法人の社員が、当法人の名誉を毀損し、若しくは当法人の目的に反する行為をしたとき、又は社員としての義務に違反したときは、社員総会の特別決議によりその社員を除名することができる。

(社員名簿)

第10条 当法人は、社員の氏名又は名称及び住所を記載した社員名簿を作成する。

第3章 会 員

(入会)

第11条 当法人に次の会員を置くものとする。

- (1) 一般会員 当法人の目的に賛同し、入会した個人又は団体。
- 2 会員として入会しようとする者は、別に定める入会申込書により申し込み、代表理事の承認を受けなければならない。その承認があつたときに会員となる。
- 3 会員は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律上の社員ではなく、当法人の社員総会における議決権を有しないものとする。
- 4 会員に係るその他の事項は、社員総会において別に定める会員規則によるものとする。

第4章 社員総会

(社員総会)

第12条 当法人の社員総会は、定時社員総会及び臨時社員総会とし、定時社員総会は、

毎事業年度の終了後 3 か月以内に開催し、臨時社員総会は必要に応じて開催する。

(開催地)

第 13 条 社員総会は、主たる事務所の所在地において開催する。

(招集)

第 14 条 社員総会の招集は、理事が過半数をもって決定し、代表理事が招集する。

2 社員総会の招集通知は、会日より 5 日前までに各社員に対して発する。

(決議の方法)

第 15 条 社員総会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、総社員の議決権の過半数を有する社員が出席し、出席社員の議決権の過半数をもってこれを行う。

(議決権)

第 16 条 各社員は、各 1 個の議決権を有する。

(議長)

第 17 条 社員総会の議長は、代表理事がこれに当たる。代表理事に事故があるときは、当該社員総会で議長を選出する。

(議事録)

第 18 条 社員総会の議事については、法令の定めるところにより議事録を作成し、社員総会の日から 10 年間主たる事務所に備え置く。

第 5 章 役員等

(員数)

第 19 条 当法人の理事は、1 名以上を置く。

(選任等)

第 20 条 理事は、社員総会の決議によって社員の中から選任する。ただし、必要があるときは、社員以外の者から選任することを妨げない。

(任期)

第 21 条 理事の任期は、選任後 2 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会の終結の時までとする。

2 補欠により選任された理事の任期は、前任者の残存期間と同一とする。

(代表理事・職務権限)

第 22 条 当法人は、代表理事 1 名を置き、理事の互選により定める。

2 代表理事は、当法人を代表し、当法人の業務を専ら代表理事が執行する。

(役員の報酬等)

第 23 条 役員の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当法人から受ける財産上の利益（以下「報酬等」という。）は、社員総会の決議をもって定める。

(取引の制限)

第 24 条 理事が次に掲げる取引をしようとする場合には、社員総会において、その取引について重要な事実を開示し、その承認を受けなければならない。

(1) 自己又は第三者のためにする当法人の事業の部類に属する取引

(2) 自己又は第三者のためにする当法人との取引

(3) 当法人がその理事の債務を保証することその他理事以外の者との間における当法人とその理事との利益が相反する取引

第 6 章 基金

(基金の拠出)

第 25 条 当法人は、社員又は第三者に対し、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第 131 条に規定する基金の拠出を求めることができるものとする。

(基金の募集)

第 26 条 基金の募集、割当て及び払込み等の手続については、代表理事が決定するものとする。

(基金の拠出者の権利)

第 27 条 拠出された基金は、基金拠出者と合意した期日までは返還しない。

(基金の返還の手続き)

第 28 条 基金の拠出者に対する返還は、返還する基金の総額について定時社員総会における決議を経た後、代表理事が決定したところに従って行う。

第 7 章 解 散

(解散の事由)

第 29 条 当法人は、次に掲げる事由によって解散する。

- (1) 社員総会の決議。
- (2) 法人の合併。
- (3) 社員が欠けたとき。
- (4) 法人の破産手続開始決定。
- (5) 解散を命ずる裁判。

第 8 章 計 算

(事業年度)

第 30 条 この法人の事業年度は、毎年 4 月 1 日から翌年 3 月 31 日までの年 1 期とする。

(事業計画及び収支予算)

第 31 条 当法人の事業計画及び収支予算については、毎事業年度開始日の前日までに代表理事が作成し、直近の社員総会において承認を得るものとする。これを変更する場合も、同様とする。

2 前項の規定にかかわらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときは、代表

理事は、社員総会の決議に基づき、予算成立の日まで前年度の予算に準じ収入を得又は支出することができる。

3 前項の収入支出は、新たに成立した予算の収入支出とみなす。

第9章 附 則

(最初の事業年度)

第32条 当法人の最初の事業年度は、当法人の成立の日から平成29年3月31日までとする。

(設立時社員の氏名又は名称及び住所)

第33条 (記載省略)

(法令の準拠)

第34条 本定款に定めのない事項は、すべて一般社団法人及び一般財団法人に関する法律その他の法令に伴う。